

第 3 節 大気汚染常時監視結果

1 環境基準及びその評価

大気汚染に係る環境基準については、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件として、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められたものである。

現在、大気汚染に係る環境基準は二酸化硫黄等の 9 物質について定められている。

二酸化硫黄等 5 物質については、大気汚染の状況を環境基準に照らして評価することについて、環境庁大気保全局長通知により、長期的評価と短期的評価の 2 通りの方法が示されている。

環境基準及びその評価方法を表 1 - 3 - 1 に示す。

長期的評価は、地域における大気汚染に対する施策の効果等を評価する場合に、1 年間の大気汚染状況を長期的に監視したうえでなすべきであるとの観点から行うものであり、短期的評価は、監視を行った時間又は日につきリアルタイムで環境基準の達成状況を評価するために行うものである。

表1 - 3 - 1 環境基準及びその評価方法

区分	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	-
	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの(1日平均値の2%除外値)について行う。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。			年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について行う。	
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	-	1時間値が0.06ppm以下であること。

区分	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年間平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年間平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年間平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年間平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(備考)長期的評価については、年間測定時間が6,000時間未満の場合には、評価対象としないこととなっている。